

紫波町脱炭素先行地域支援事業者登録制度実施要領

令和5年9月19日

(趣旨)

第1条 この要領は、紫波町脱炭素先行地域づくり事業補助金交付要綱により、紫波町脱炭素先行地域内の町民又は事業者（以下「町民等」という。）が導入しようとする交付対象設備及び既存住宅の断熱改修（以下「再エネ設備等」という。）について、町民等へのサポート体制を構築するため、紫波町脱炭素先行地域支援事業者（以下「支援事業者」という。）として登録を行うための手続きについて必要な事項を定めるものである。

(定義)

第2条 この要領において、支援事業者とは、町民等からの依頼により、次に掲げる各号のいずれかに該当する再エネ設備等の販売、施工を行う事業者であって、第4条の規定により登録を受けた者をいう。

- (1) 太陽光発電設備
- (2) 省エネルギー設備
- (3) 蓄電池
- (4) 既存住宅の断熱改修

(登録の申請)

第3条 支援事業者の登録を受けようとする者（以下「登録申請者」という。）は、脱炭素先行地域支援事業者登録申請書（様式第1号）に必要書類を添えて、町に提出するものとする。

(登録)

第4条 町は、登録申請者が次の各号に掲げる全ての要件に適合すると認めるとときは、支援事業者として登録し、紫波町脱炭素先行地域支援事業者登録通知書（様式第2号）により、その旨を通知するものとする。

- (1) 次のいずれかに該当すること。
 - ア 町内に本社又は事業所を有する法人又は個人であること。
 - イ 紫波町みくまるっと脱炭素化モデル事業の共同提案者であること。
- (2) 次のいずれにも該当しないこと。
 - ア 役員等が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団、暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者
 - イ 本制度による登録を取り消され、又は電気工事業法その他関係法令に違反し処分等を受けた場合にあっては、その処分等の日から2年を経過しない者
 - ウ 町が登録事業者として不適当と認める者

(支援事業者の責務)

第5条 支援事業者は、電気工事業法その他関係法令の遵守の下、再エネ設備等の設置業務を適切に行わなければならない。

- 2 支援事業者は、町民等から紫波町脱炭素先行地域づくり事業による再エネ設備等の設置に係る相談及び見積書作成の依頼があった場合は、誠意をもってこれに対応しなければならない。
- 3 支援事業者は、将来において、町民等から設置した再エネ設備等の処分の相談があった

場合は、直接又は関連する事業者等を紹介するなど、誠意をもってこれに対応しなければならない。

4 前項において、支援事業者が自ら太陽光発電設備を処分する場合は、「太陽光発電設備のリサイクル等の推進に向けたガイドライン（第一版）」を厳守して廃棄処分手続きを進めなければならない。

（登録事項の変更）

第6条 支援事業者は、登録事項に変更が生じた場合は、紫波町脱炭素先行地域支援事業者登録事項変更届（様式第3号）を町に提出するものとする。

（登録の廃止）

第7条 支援事業者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、紫波町脱炭素先行地域支援事業者登録廃止届（様式第4号）を町に提出するものとする。

- （1） 第2条に規定する各業務を行わなくなったとき。
- （2） 第4条の各号に掲げる要件に適合しなくなったとき。
- （3） 登録を辞退しようとするとき

（登録の取消）

第8条 町は、支援事業者が前条第1号又は第2号に該当することが判明した場合、又は不正の手段により登録を受けたことが判明した場合は、登録を取り消すことができる。

（支援事業者の公表）

第9条 町は、あらゆる機会を捉え、支援事業者の情報を広く周知するとともに、ホームページで公表するものとする。

（免責）

第10条 町は、支援事業者が行う取引や契約等に関与しないものとし、町民との間で生じたトラブルや損害等について、いかなる責任も負わないものとする。

（その他）

第11条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附則

この要領は、令和5年9月19日から施行する。